

スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害 二国間無償資金協力に関する中間評価 (報告書の要旨)

平成 17 年 12 月 26 日
外務省

昨年 12 月 26 日に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に際し、我が国は、5 億ドルの無償による支援を実施した。そのうち、インドネシア(146 億円)、スリランカ(80 億円)及びモルディブ(20 億円)に対し、ノン・プロジェクト無償資金協力による支援(以下、「今回の支援」という。)を行った。

今回の支援を通じ、各被災国において現在様々な緊急の事業が行われ、具体的な成果を挙げつつある。スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害の発生から 1 年にあたる本年 12 月を一つの節目として、支援の実施状況につき、対外的な説明責任を果たし、今後の災害復興支援に向けた教訓を得る観点からも、モニタリングを主体とした中間・事後評価を行った。

1. 支援の概要

(1) 支援の特徴

今回の支援の第一の特徴は、ノン・プロジェクト無償資金協力という枠組みを活用した点である。ノン・プロジェクト無償においては、資金を拠出する段階では、具体的な支援内容を確定しない。このため、被災地のニーズや他ドナーとの調整を踏まえ、柔軟に実施する案件を選定することが可能となる。また、この支援は、緊急に必要とされる物資のみならず、緊急に復旧が必要な被災施設の修復・再建も支援対象としている。

第二の特徴は、資金の適正な管理・使用を確保する観点から、調達代理機関(日本国際協力システム: JICS)を活用しているという点である。調達代理機関が資金管理や調達を代行することにより、被災国政府に供与した資金が、適正に管理されているだけでなく、山積する復旧・復興事業に自ら携わる被災国政府の行政負担を軽減することにつながっている。

第三に、被災国政府と現地の大使館が資金の使途内容を協議し、進捗に関する課題を検討するために、政府間協議会という場を設置した点である。こうした枠組みを活用することにより、決して「押しつけの援助」とはならず、被災国政府の希望を具体化し、円滑な実施を実現する上で必要な助言等を日本が行う機会が確保されている。

(2) 津波支援の流れ

本件支援においては、1 月 17 日の閣議決定、交換公文(E/N)署名の後、1 月 19 日に援助額の全てが被災国に支払われている。その後、各国において政府間協議会が随時開催され、案件選定、進捗管理、実施促進が行われてきている。

政府間協議会において採択された案件については、まず、調査・設計等を含む事前調査、機材の技術仕様や価格に関する調査が行われる。次に、入札図書等、業者選定に必要な機材等の仕様を詳述した、競争参加者に示される説明資料が作成される。その後、これらの資料に基づいて、業者選定手続を経て、落札者と業者契約が結ばれ、実際の物品の製造・輸送や施設の建設工事が開始される。物品の納入や施設の竣工という形で事業が完

成し、契約金額が支払われることになる。

(3) 各国における支援の内容

各被災国において実施されている事業は次のとおり(12月15日現在)。

(イ) スリランカ

- ・ 中古バキュームカーの輸送及び高圧洗浄機の購入計画
- ・ 給水車および貯水タンクの購入計画
- ・ 発電機購入計画上水道の再整備(水管橋他の整備)
- ・ 被災者用住宅建設計画
- ・ 建設用重機械等の購入計画
- ・ 橋梁工事計画
- ・ 警察署再建計画
- ・ 小中学校再建計画
- ・ 漁業用機材購入計画
- ・ 医療関連機材購入計画
- ・ 被災地巡回用車両調達計画

(ロ) インドネシア

- ・ 医薬品・医療機材の供与
- ・ 保健所の再建事業
- ・ ラジオ・テレビ放送支援事業
- ・ 道路修復事業
- ・ 放水路(護岸工事)等の修復事業
- ・ 水道・衛生施設修復事業
- ・ 孤児院の再建事業
- ・ 漁業支援事業
- ・ 市場修復整備事業
- ・ 大学修復等支援事業
- ・ 職業訓練学校支援事業
- ・ 寄宿舍に対する支援事業
- ・ 土地台帳修復計画

(ハ) モルディブ

- ・ 漁業関連機材購入計画
- ・ 公共施設・設備整備計画(行政合同庁舎建設、コースウェイの修復、配電網復旧計画等)
- ・ 農業関連機材供与計画

2. 評価の方法

評価においては、今回の支援によって計画され、既に実施に移されている案件の進捗状況、事業完了後の効果の発現状況等を個別に確認している。その上で、必要に応じ、案件実施における課題も抽出している。今回の評価は、単に対外的な説明責任を果たすだけでなく、この作業を通じて得られた教訓等を将来の案件形成、計画策定・実施に反映することを目的としている。

評価においては、案件の進捗状況、案件の妥当性、施設/機材の活用度、案件完了後に期待される効果、他ドナーによる支援との関係(重複の有無等)、広報効果(ビジビリティ)、被援助国等による評価、提言・教訓の各観点から、現地調査や関係者へのヒアリングを通じて実施された。

調査及び評価は、第三者機関(現地コンサルタント等)が評価者となって実施した。

3 . 評価の結果（主要な点のみ）

(1)スリランカ

支援の進捗状況については、他ドナーの支援との比較においても、全般的に順調に事業が行われているとの評価がされている。その一方で、発電機、給水車等の緊急に必要な機材・物資については、調達手続を簡易化する等の工夫が必要であったとの指摘もなされている。

案件の妥当性については、いずれの案件も被災地のニーズを十分に確認した上で実施されており、総じて妥当性が高いとの評価がなされている。また、施設・機材の活用度については、既に納入された機材等については、活用度が高いと評価されている。期待される効果については、いずれの案件も、被災者の救済に資するものであるとの評価がされている。

他ドナーの支援との関係については、スリランカ政府により適切に援助調整が行われており、他ドナーによる支援との重複はないと述べられている。一部案件については、他ドナーによる支援と連携がなされていると評価されている。広報効果についても、全般的に、日本大使館等による広報活動が積極的に行われており、我が国の支援が被災民に認知されているとの評価がされている。被援助国による評価についても、総じて高い評価が与えられている。

最後に、評価者より、迅速な支援の実施を行う上で、刻々と変化する被災地のニーズを把握し、時宜に適った調達・事業を行うことの重要性が強調されている。その中で、小中学校再建計画等、多くの施設型案件で、JICAの事前調査とノンプロ無償部分におけるJICSによる調達監理が極めてうまく連携していることが評価されており、これを今後の支援のモデルとすべきとの提言がなされている。また、現地通貨での契約が多数となり、為替変動（円安）に伴い、援助資金が目減りした点について言及されており、為替管理の必要性が提言されている。

(2)インドネシア

支援の進捗状況については、全体的に進捗の遅れが指摘されている。しかし、他ドナーの支援との比較では、日本の支援の進捗は最も速いことが繰り返し、インドネシア政府関係者の発言と併せて紹介されている。また、インドネシア政府による被災地支援事業の調整機能の整備に時間を要したことなどを考慮すると、今回の遅れは回避することが困難なものであったと総括されている。

案件の妥当性については、各案件の目指す目的（取り組む課題）に関しては総じて妥当性が高いとの評価がなされている。また、施設・機材の活用度については、まだ多くの案件が調達や施工の最中であるため、現時点での評価が困難であるとしつつも、各案件において施設・機材の引き渡し後の活用度は今後非常に高くなるものと評価されている。期待される効果については、全ての案件において肯定的に評価されている。

他ドナーの支援との関係については、全ての案件について、現在のところ他ドナーによる支援との重複はなく、また、一部案件では他ドナーによる支援と連携がなされていると評価されている。

広報効果については、土地台帳修復計画、ムラボー・チャラン間西岸道路復旧事業等については、インドネシア国内において認知度が高いとの評価結果が示されている。その一方で、総体として見た場合、インドネシア政府内の連絡・情報共有の不足等から、被災地における認知度が高いとは言えない事業もあると評価されている。また、被援助国による評

価としては、多くの案件が高い評価を受けている一方で、一部については、積極的な情報提供の不足等が評価の低下に結びついているとの指摘もされている。

評価者の提言・教訓として、災害復興を迅速に行うための枠組み(スキーム)の整備が提言されているとともに、迅速な案件形成・着実な施工管理やモニタリングを行うための体制の重要性が挙げられている。また、機材調達、工事の実施方法について改善の余地があるのではないかという提言もなされている。その他にも、被災住民を含む関係者間の情報提供の強化、成果を重視した案件形成・評価の重要性についても触れられている。

(3) モルディブ

支援の進捗状況については、3案件ともに順調に事業が行われているとの評価がされている(評価時点においてほぼ全ての案件で業者契約が行われている)。

案件の妥当性については、いずれの案件も、高い評価がなされている。特に、施設の再建事業については、モルディブ政府が策定した「国家復旧復興計画」に基づき計画・実施されていることが挙げられている。また、施設・機材の活用度については、既に引き渡された漁業用資機材を中心として、高く評価されている。期待される効果についても、総じて被災者の救済に資するものであるとの評価がされている。

他ドナーの支援との関係については、漁業分野において、国連の食糧農業機関(FAO)と調達代理機関(JICS)が連携して事業が行われたこと等が高く評価されている。広報効果についても、引渡式や起工式が積極的に行われている等、高い評価がされている。被援助国による評価についても、いずれも高く評価されている。

最後に、評価者より、スリランカにおける支援と同様、為替管理の問題が指摘されている他、漁民支援等、被災民の生活生計の立て直しに直結する支援物資については、より迅速な物資調達方法を検討する必要性についても言及されている。

(了)